

台風19号により被害にあわれたお客さまへ

上越信用金庫

このたびの台風19号により被害に遭われたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、被災された方々の預金払い戻し等につきまして、下記のとおりお取扱いさせていただきます。

詳しくは当金庫本支店窓口にてご相談ください。

記

1. 預金通帳・証書をなくされた場合でも、ご本人であることを確認のうえ、お支払い手続きをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。
2. お届けのご印鑑をなくされた場合には、拇印にて対応いたします。
3. 定期預金等の期限前払出しにつきましてもご相談ください。
4. 支払期日の経過した手形の取立、今回の災害による手形・小切手の不渡処分、でんさいの支払不能処分につきましてもご相談ください。
5. 損傷した紙幣や硬貨を引き換えいたします。
6. お借入やご融資金の返済につきましても、融資窓口へご遠慮なくご相談ください。

以上